

令和3年7月5日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

高齢者等の接種記録の入力および接種費用の請求について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

こちらは鎌倉市医師会 HP へもアップロードしていますのでご確認ください。

【こちらの件の問い合わせ先】 鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当 広崎 繁雄

TEL : 0467-22-1245 Mobile : 090-8476-1245 Mail to : kcma.yoboseshu@kcma.jp

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

高齢者等の接種記録の入力及び接種費用の請求について

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年6月1日付け事務連絡「ワクチン接種円滑化システム (V-SYS) 及びワクチン接種記録システム (VRS) への高齢者等の接種記録の入力について」により、VRS への接種記録の登録と V-SYS 登録の簡素化についてお知らせしたところです。

こうした中、接種費用の請求方法について多数の問合せがありましたので、厚生労働省への確認結果をお知らせします。

記

- ・ワクチン接種記録システム (VRS) へ、「高齢者等」の接種記録の登録をタブレット端末による接種券の読み取り等により確実にを行った場合は、ワクチン接種円滑化システム (V-SYS) へのこれら高齢者等の接種実績の登録は不要とします。
- ・ただし、「医療従事者等」や「高齢者施設等従事者」等の接種券付き予診票により接種した者については、VRS への接種記録の登録が CSV 等で行われるとしても、V-SYS への接種実績の登録は確実に継続してください。
- ・今後、V-SYS に登録される「高齢者等」の数値はあくまで参考として扱われ、VRS に登録しないかぎり高齢者等の接種実績にはカウントされません。
- ・接種費用の請求は、引き続き V-SYS により行います。請求書作成の際に回数を入力することになりますが、請求する予診票の枚数を入力してください (V-SYS の接種回数とあわせる必要はありません)。なお、第5回自治体説明会資料2の16ページに記載のとおり、市町村で指定する請求書の様式がある場合にはそちらを使用して差し支えないとされています。

問合せ概要	回答
<p>5月21日の河野大臣発言にもありましたが、ワクチン接種にあたり接種券がなくても接種を進めることができるということです。</p> <p>その場合、医療機関が費用請求にあたり、接種券での読み取りでV-SYSの情報登録ができませんが、他に情報登録方法がありますか。</p> <p>もしくは、V-SYSに登録を行わなくても請求できる方法がありますか。</p> <p>月曜日から大規模ワクチン接種会場を運営するにあたり、接種券のない方も接種することが可能かどうかの判断を行うため必要な情報となります。</p>	<p>V-SYSに接種券を読み取りを行う機能はなく、また、<u>接種実績を登録していなくても接種実績に応じた請求書は引き続き作成可能です。</u></p>

問合せ先

神奈川県医療危機対策本部室ワクチンチーム

電話 045-285-0762

E-mail kg_vaccine.k8ck@pref.kanagawa.lg.jp